

公私立大学実験動物施設協議会役員選挙規程

制定：平成 7年3月 1日
改正：平成 8年6月 3日
改正：平成12年5月21日
改正：平成14年5月22日
改正：平成17年5月17日
制定：平成20年5月14日
改正：平成21年6月 5日
改正：平成24年6月 8日
改正：平成26年6月 6日

(趣 旨)

第1条 この規程は、公私立大学実験動物施設協議会（以下「協議会」という。）会則第6条及び第7条第1号に基づき、協議会の会長、常任幹事、及び監事（以下これらの役員を「被選挙役員」という。）の選出規定を定める。

(選挙管理委員会の設置及びその責務)

第2条 協議会は、被選挙役員の選挙に関する事務処理を行うために、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を協議会会則第10条第2項の規定により設置する。

2 委員会は次の業務を行い、その責務を負う。

- (1) 選挙人（会員）名簿の作成
- (2) 本人の承諾を得た被選挙人（代議員）名簿の作成 但し、複数の代議員がいる会員においては、当該複数代議員のうち、1名のみが被選挙人になることができる。また、会長候補者は、自薦または代議員2名の推薦を受け、本人が承諾した者に限る。自薦または他薦については会長候補者届出書（様式1）を委員長宛に提出する。
- (3) 選挙の告示
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 当選者の確認及び公表
- (6) その他選挙の管理に必要な事項

(投票及び開票)

第3条 投票は、委員会送付の投票用紙を用い、被選挙役員定数の連記による。

- 2 選挙人は、投票用紙に被選挙人名のみ記入する。
- 3 会長候補者が1名の場合は、信任投票を行う。
- 4 選挙人は、会長候補者の信任投票を行う場合において、信任を可とするときはその会長候補者の氏名を記載した投票用紙の所定の欄に○印を記入し、可としないときは×印を記入して投票する。
- 5 投票の方法は、無記名による郵便投票とする。
- 6 開票は、投票受け終了後14日以内に行う。

(当選者の決定)

第4条 開票の結果、会長候補者については、最多数の投票を得た候補者を当選者とし、その他の被選挙役員は、得票数の多い順に当選者とする。

- 2 同一被選挙人が、常任幹事及び監事のいずれか2つ以上の候補者被選挙役員定数内に入った場合は、常任幹事の当選者とする。

3 会長候補者の信任投票を行う場合において、信任を可とする投票の数が信任を可としない投票の数より多いときは、当該会長候補者は信任されたものとする。それ以外の場合は、再度、信任投票を実施する。

4 被選挙役員定数を超えて得票同数者があった場合は、委員会は抽選により当選者を決定する。但し、会長については、決選投票を実施する。

(当選者の公表)

第5条 委員会は、当選者を速やかに会員に発公表しなければならない。

2 被選挙役員に事故等で欠員が生じた場合は、次点の被選挙人を繰り上げ当選者とし任期は前任者の残任期間とする。

(補欠選挙)

第6条 会長が事故等で欠員となった場合は、第2条、第3条並びに第4条第1項及び第2項に従って補欠選挙を実施し、第4条第3項及び第4項に該当する被選挙人を当選者とする。任期は前任者の残任期間とする。

(実施要項)

第7条 この規程に基づく選挙実施要項については、選挙の都度、委員会が作成する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の議を経て決定する。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項に関しては、協議会委員会規程の定めるところに従う。

附 則

1 この細則は、平成 7年3月 1日より施行する。

2 この細則は、平成 8年6月 3日より施行する。

3 この細則は、平成12年5月21日より施行する。

4 この細則は、平成14年5月22日より施行する。

5 この細則は、平成17年5月17日より施行する。

6 この規程は、平成20年5月14日より施行する。

公私立大学実験動物施設協議会役員選挙細則（平成 7年3月 1日）は、廃止する。

7 この規程は、平成21年6月 5日より施行する。

8 この規程は、平成24年6月 8日より施行する。

9 この規程は、平成26年6月 6日より施行する。